

〈別紙〉

センサス企画会議に提出された「平成 21 年経済センサス-基礎調査」に係る資料

資料 1 - 1 平成 21 年経済センサス-基礎調査実施計画 (案)

資料 1 - 2 平成 21 年経済センサス-基礎調査調査票 A (案)

資料 1 - 3 平成 21 年経済センサス-基礎調査調査票 B (案)

資料 1 - 4 平成 21 年経済センサス-基礎調査 電子調査票 (本所用) (案)

資料 1 - 5 平成 21 年経済センサス-基礎調査 電子調査票 (支所用) (案)

資料 1 - 6 平成 21 年経済センサス-基礎調査 本社等確認票 (案)

資料 1 - 7 平成 21 年経済センサス-基礎調査 調査票乙 (案)

## 平成21年経済センサス-基礎調査実施計画（案）

### 1 調査の目的

平成21年経済センサス-基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、もって我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的産業構造を全国及び地域的に明らかにするとともに、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備することを目的として実施する。

### 2 調査の期日

調査は、平成21年7月1日現在によって行う。

### 3 調査の対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査対象事業所」という。）について行う。

- (1) 大分類A－農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (2) 大分類B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (3) 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類番号792－家事サービス業に限る。）に属する事業所
- (4) 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

### 4 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

- (1) 甲調査  
国及び地方公共団体の事業所以外の事業所について行う。
- (2) 乙調査  
国及び地方公共団体の事業所について行う。

### 5 調査票の種類

- (1) 甲調査  
調査票は、調査票A、調査票B及び本社等確認票の3種類とし、調査票A及び調査票BはA3判両面記入の単票形式（資料1-2及び資料1-3）又は電子媒体による帳票形式（資料1-4及び資料1-5）、本社等確認票はA4判片面記入の単票形式（資料1-6）とする。
- (2) 乙調査  
調査票は、電子媒体による帳票形式の調査票乙（資料1-7）とする。

## 6 調査の方法

### (1) 甲調査

#### ア 調査の方法

調査は、調査対象事業所のうち、平成18年10月1日現在に存在する会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の支所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）を調査の単位として、次の4種類の方法で行う。

#### (ア) 調査員による調査

担当調査区内の下記(イ)から(エ)の総務大臣が指定した調査事業所以外の調査事業所に対しては、調査員が調査票A及び調査票Bを配布し、それぞれ記入済みの調査票を取集する方法により行う。ただし、調査事業所のうち、平成18年10月2日以降に新たに設立された支所に対しては、本社等確認票を配布し、記入済みの調査票を取集する方法により行う。

#### (イ) 市町村による調査

総務大臣が指定した調査事業所に対しては、市町村が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票A及び調査票Bについては、調査事業所の希望に応じて、電子媒体による調査票を使用する。

#### (ウ) 都道府県による調査

総務大臣が指定した調査事業所に対しては、都道府県が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票A及び調査票Bについては、調査事業所の希望に応じて、電子媒体による調査票を使用する。

#### (エ) 総務省による調査

総務大臣が指定した調査事業所に対しては、総務省が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票A及び調査票Bについては、調査事業所の希望に応じて、電子媒体による調査票を使用する。

#### イ 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

#### (ア) 調査員による調査

総務大臣 — 都道府県知事 — 市町村長 — 統計調査員（指導員） — 統計調査員（調査員） — 調査事業所

#### (イ) 市町村による調査

総務大臣 — 都道府県知事 — 市町村長 — 調査事業所

#### (ウ) 都道府県による調査

総務大臣 — 都道府県知事 — 調査事業所

#### (エ) 総務省による調査

総務大臣 — 調査事業所

## ウ 申告の方法

調査事業所の事業主（当該事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が申告する。ただし、会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所においては、当該本所を代表する者が一括して申告する。

なお、事業主が不在その他の事由により前項の規定による申告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者が当該事業主に代わって当該申告を行う。

申告の方法は、調査員による調査にあつては、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、市町村、都道府県及び国による調査にあつては、調査票に記入し、及びそれぞれに提出することにより行う。

なお、申告については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申告しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、調査票の提出については、総務省に設置される電子計算機に備えられたファイルへ記録されたとき完了したものとする。

## (2) 乙調査

### ア 調査の方法

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票乙を調査事業所ごとにそれぞれ送付及び回収することにより行う。

### イ 調査の流れ

国の調査事業所	総務大臣	－	調査事業所				
都道府県の調査事業所	総務大臣	－	都道府県知事	－	調査事業所		
市町村の調査事業所	総務大臣	－	都道府県知事	－	市町村長	－	調査事業所

### ウ 申告の方法

調査事業所の事業主が調査票に記入し、及び当該調査票を市町村の調査事業所にあつては市町村長に、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事に、国の調査事業所にあつては総務大臣に提出することにより申告を行う。

なお、事業主が不在その他の事由により前項の規定による申告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者が当該事業主に代わって当該申告を行う。

申告については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申告しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、調査票の提出については、市町村の調査する調査事業所に係るものについては、市町村に設置される電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき、都道府県の調査する調査事業所に係るものについては、都道府県に設置された電子計算機に備えられたファイルへ記録がされたとき、国の調査する調査事業所に係るものについては、総務省に設置される電子計算機に備えられたファイルへ記録されたとき、それぞれ完了したものとする。

## 7 集計事項及び集計方法

### (1) 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別に集計する。

ア 事業所に関する集計

(ア) 全事業所に係る集計

産業、従業者の規模・属性及び経営組織に関する事項

(イ) 甲調査の事業所に係る集計

産業、従業者の規模・属性、経営組織及び開設時期に関する事項

イ 企業に関する集計

産業、経営組織、規模、外国資本比率、決算月、親会社・子会社、親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

(2) 集計方法

ア 電磁的記録の作成

総務省統計局長は、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成する。

イ 結果表の作成

総務省統計局長は、上記(1)により作成された電磁的記録を用いて集計を行い、結果表を作成する。

## 8 結果の公表

総務省統計局長は、集計した結果を刊行物又は閲覧に供する方法により次の期日までに公表する。

(1) 速報集計

平成 22 年 6 月末日までに公表する。

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

平成 22 年 11 月末日までに公表する。

イ 企業に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成 22 年 11 月末日までに、親会社と子会社の名寄せ後の結果を平成 23 年 3 月末日までに公表する。